

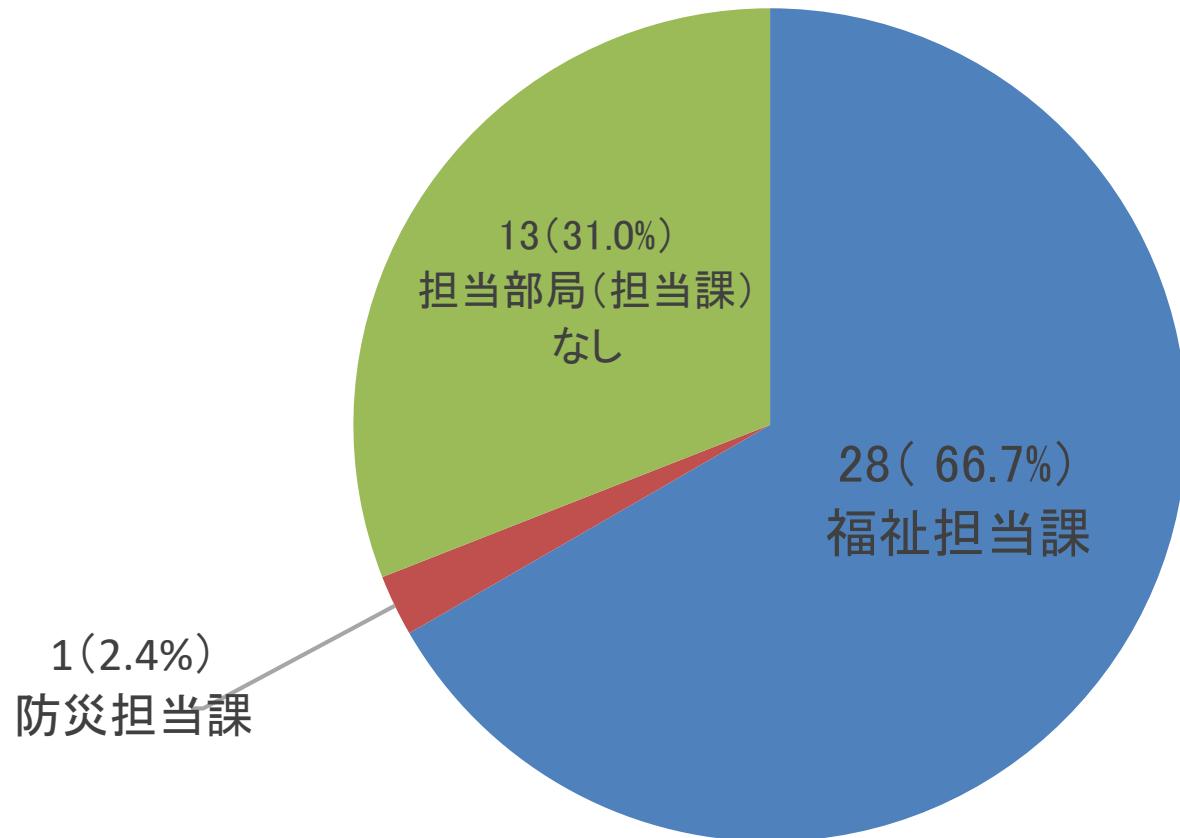
# 要電源児者の把握及び災害時支援等体制に係る 状況等調査結果について

令和3年3月4日  
岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課



# 1 要電源児者の災害時支援担当部局

要電源児者の災害時支援担当部局(担当課)



## 担当部局なしの主な理由

- ・災害発生後に設置される災害対策本部により支援等を決定
- ・担当という形で定めておらず、各課連携して対応する
- ・本格的な協議ができていない
- ・各課において、業務範囲内で要支援者を把握している状況

## 2 医療的ケア児者の把握状況

### 要電源児者の把握状況

(市町村)

0 5 10 15 20 25

個人を特定して把握している

2

個人を特定しての把握に努めているが、  
十分な把握ではない

13

要電源児者  
119名

現在、対象者がいないことを確認済み

4

個人を特定しての把握をしていない

20

その他

3

- ・各課の業務の範囲内で、必要な限り要支援者を把握している
- ・要電源児者としては把握していない

## 2 医療的ケア児者の把握状況

回答対象: 15市町村

医療的ケア等に関する把握情報の状況

(市町村数)

医療的ケアの内容、使用している医療機器  
を把握済み

0 1 2 3 4 5 6 7 8

4

医療的ケアの内容は把握済み、使用して  
いる医療機器を把握していない

7

医療的ケアの内容は把握していない

3

その他

1

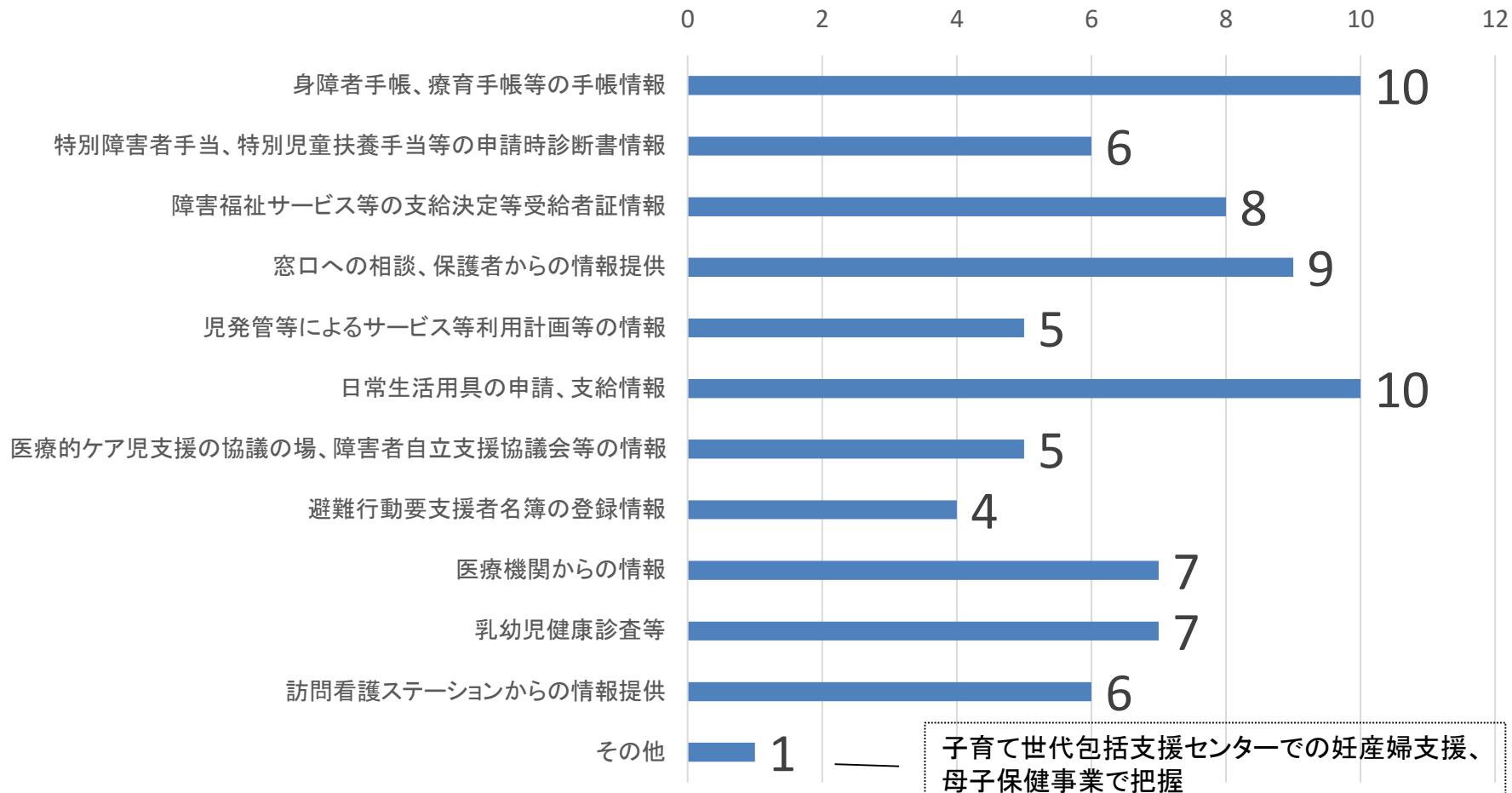
※使用している医療機器の型式、稼働に必要な電力量等の詳細な情報を把握している  
市町村は無かった

## 2 医療的ケア児者の把握状況

回答対象:19市町村

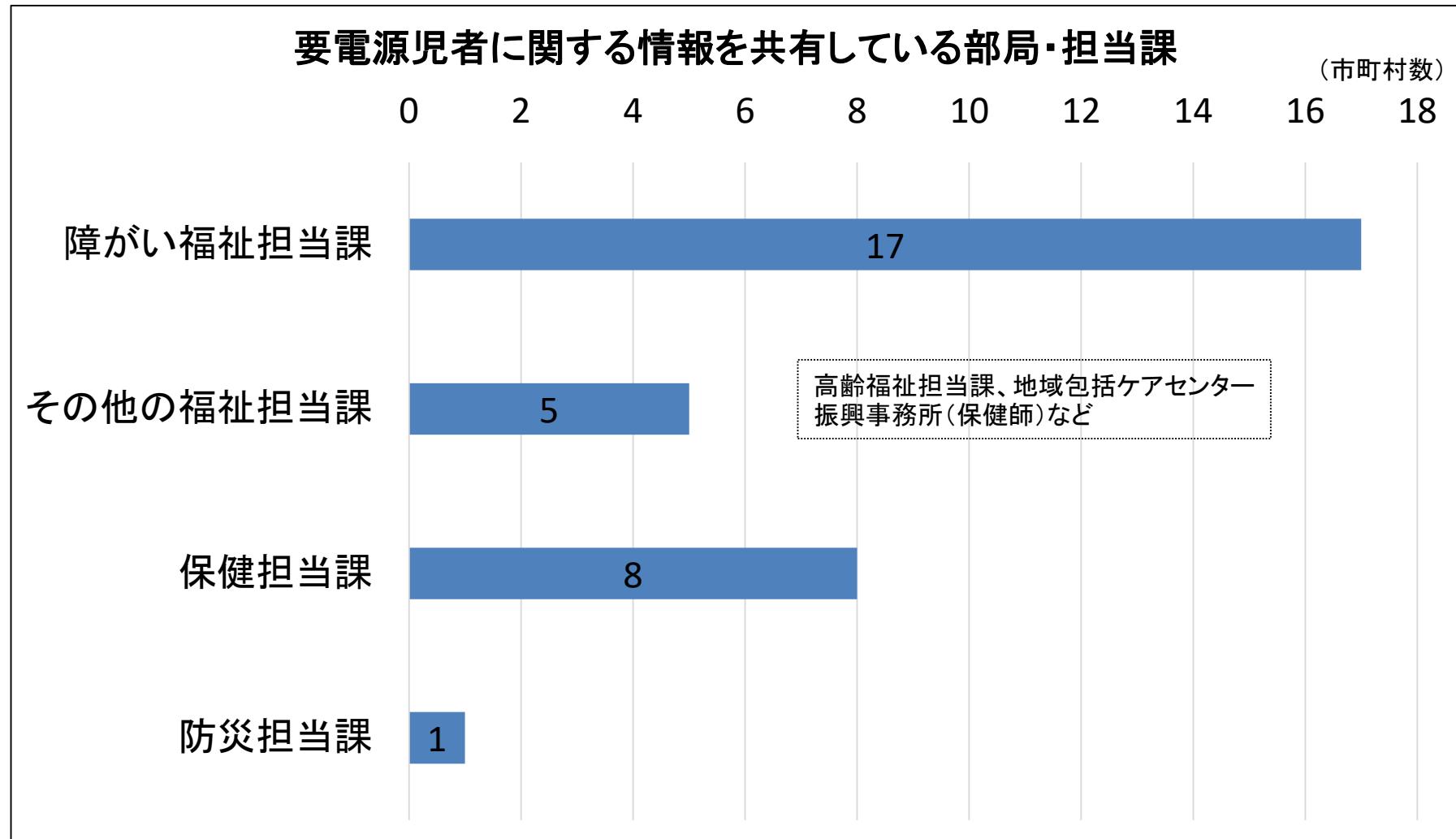
情報把握の方法

(市町村数)



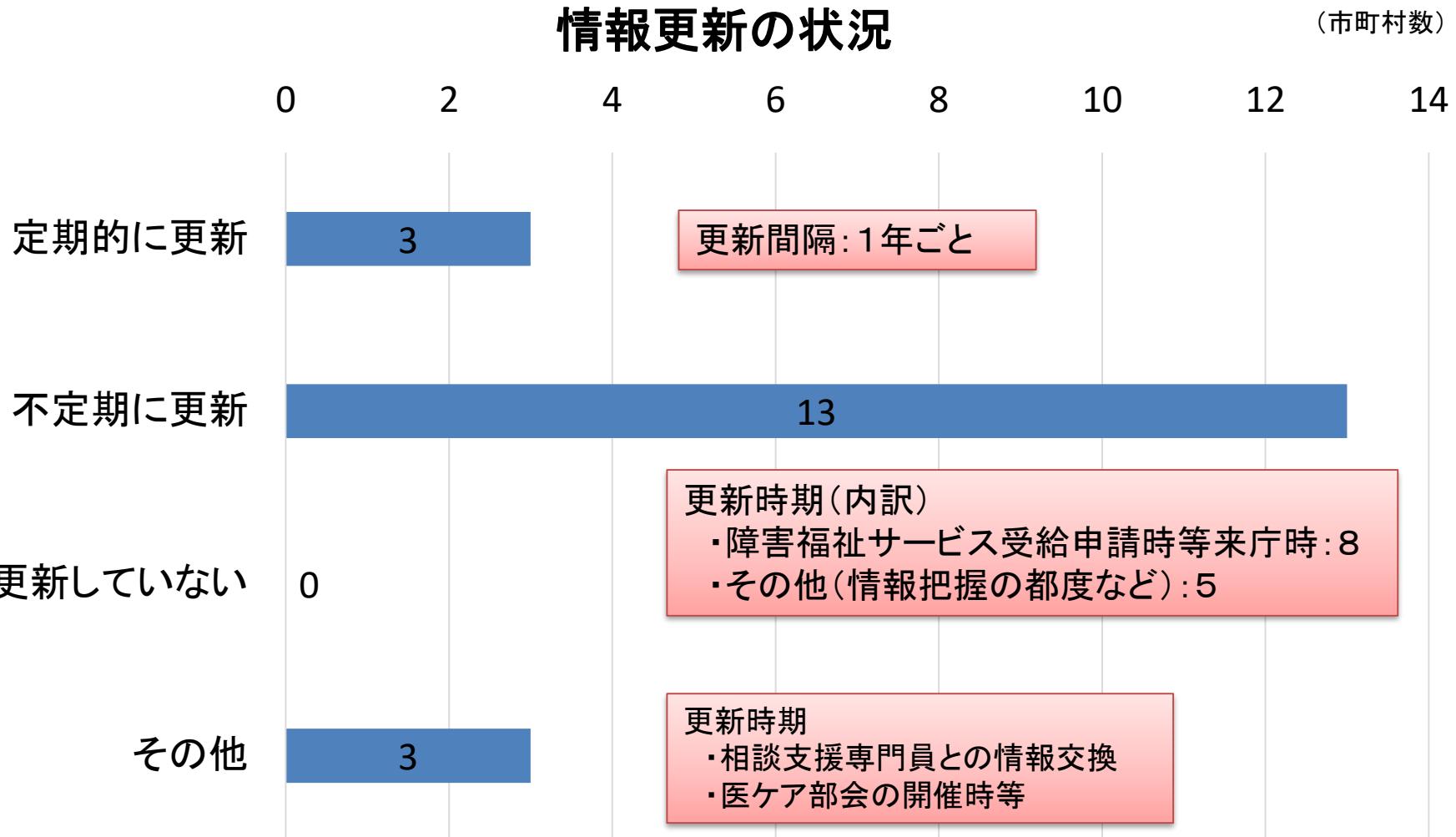
## 2 医療的ケア児者の把握状況

回答対象:19市町村



## 2 医療的ケア児者の把握状況

回答対象:19市町村



## 2 医療的ケア児者の把握状況

---

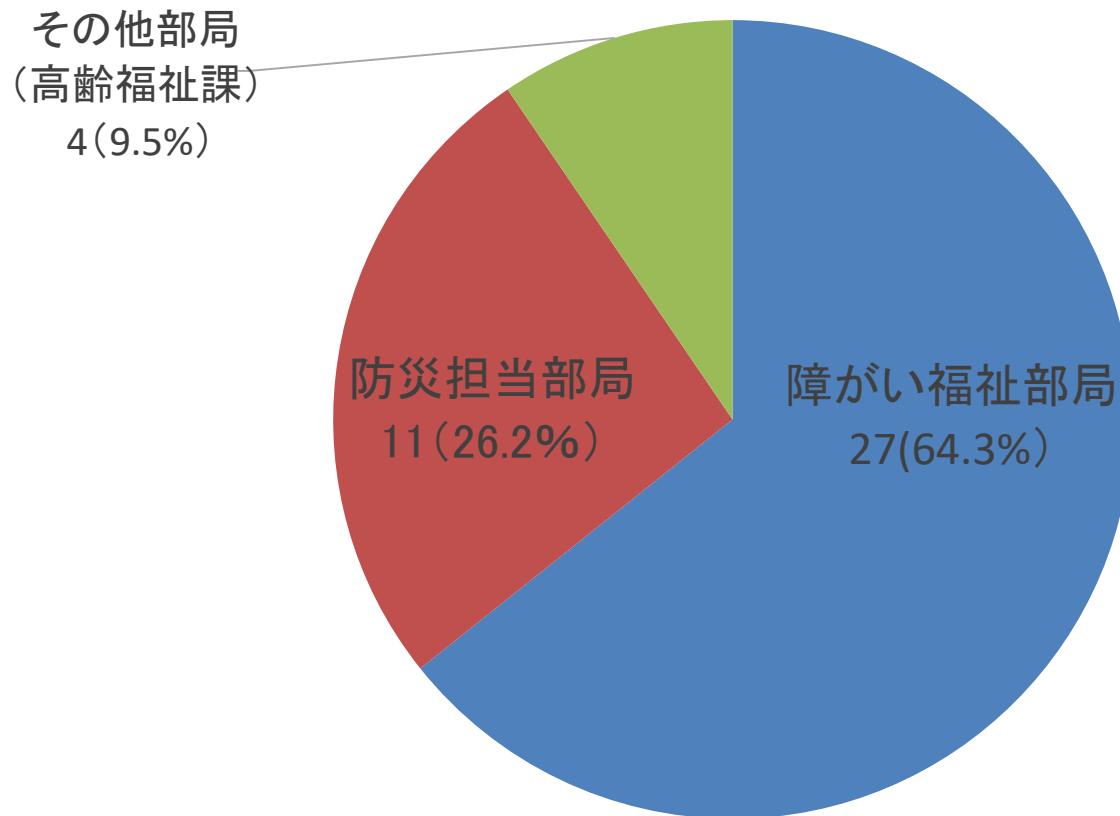
### 要電源児者の把握に係る課題等について(抜粋)

- ・障害福祉サービスの認定調査又は日常生活用具支給状況により、これらの制度を利用している者に限り、要電源児者の把握をすることは可能であるが、制度の利用をしていない者の把握は困難であり、また、防災担当課との情報共有もできていない。
- ・窓口に来庁や電話での相談がないと把握できない。保護者や支援者からの声が上がらないと、各課連携ではすべての把握ができないこと。
- ・医療的ケア児者の特定については、市だけでなく、医療機関、訪問看護ステーション、保健所、保育所等の関係機関が把握している情報を集約する必要があるが、個人情報保護もあり情報提供が困難。
- ・要電源児者の把握は概ねできているが、災害時の混乱下において個別に行政として十分な対応ができるかは疑問であり、把握=「公助できる」ではないことが課題である。

### 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

42市町村の内訳

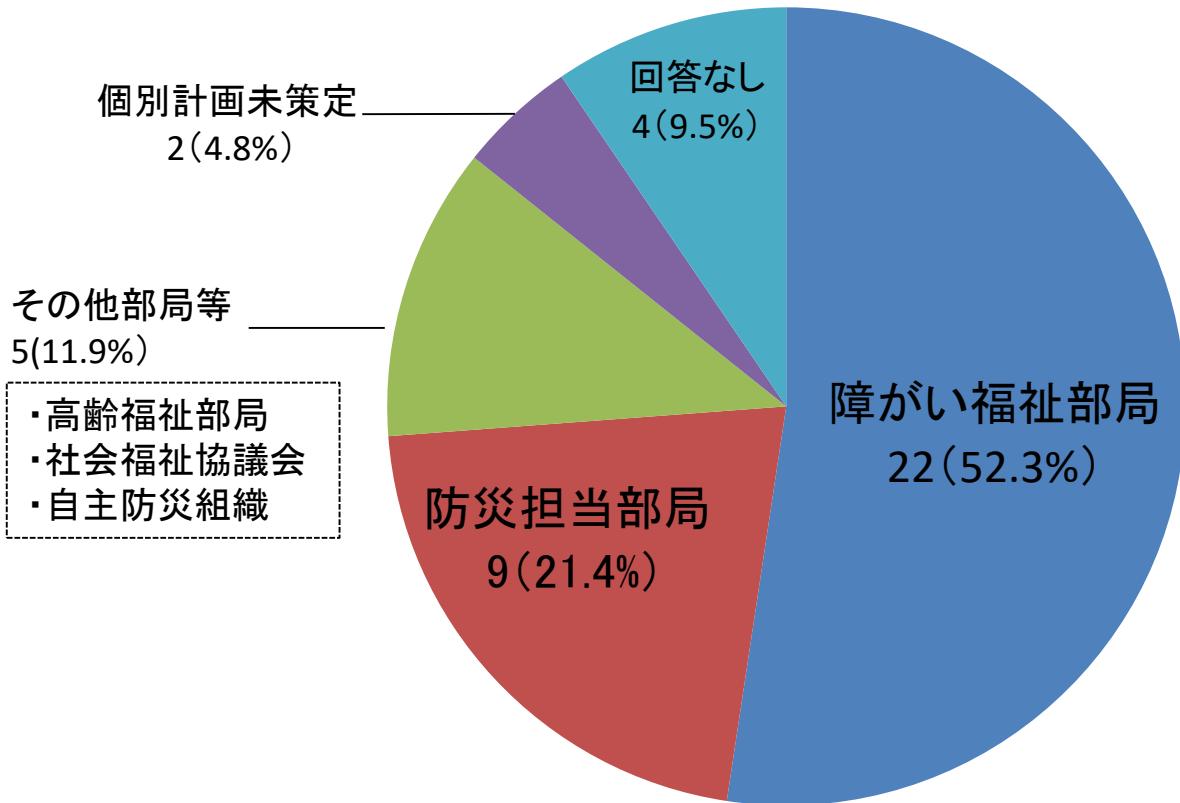
避難行動要支援者名簿の管理部局



### 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

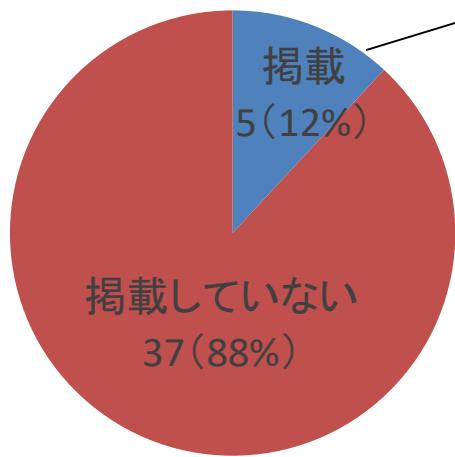
42市町村の内訳

個別計画の作成部局



### 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

#### ●避難行動要支援者名簿における要電源児者の掲載

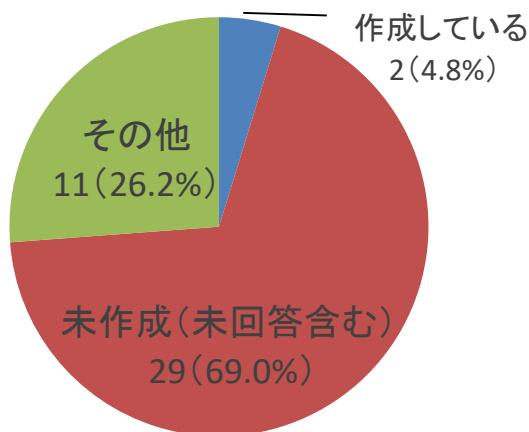


掲載している人数: 22人

#### <掲載していない主な理由>

- ・名簿作成時に要電源児者の把握を行っていない。(区分を設けていない)
- ・要電源児者としては記載しておらず、障害等の種別のみ掲載
- ・要支援者名簿には手帳の等級のみ記載。作成を希望された方のみ個別計画を作成しており、この段階でさらに詳しい情報を掲載する。

#### ●避難行動要支援者名簿に掲載されている要電源児者に対する個別計画の作成状況



個別計画を作成済の要電源児者数: 8人

#### <未作成の主な理由>

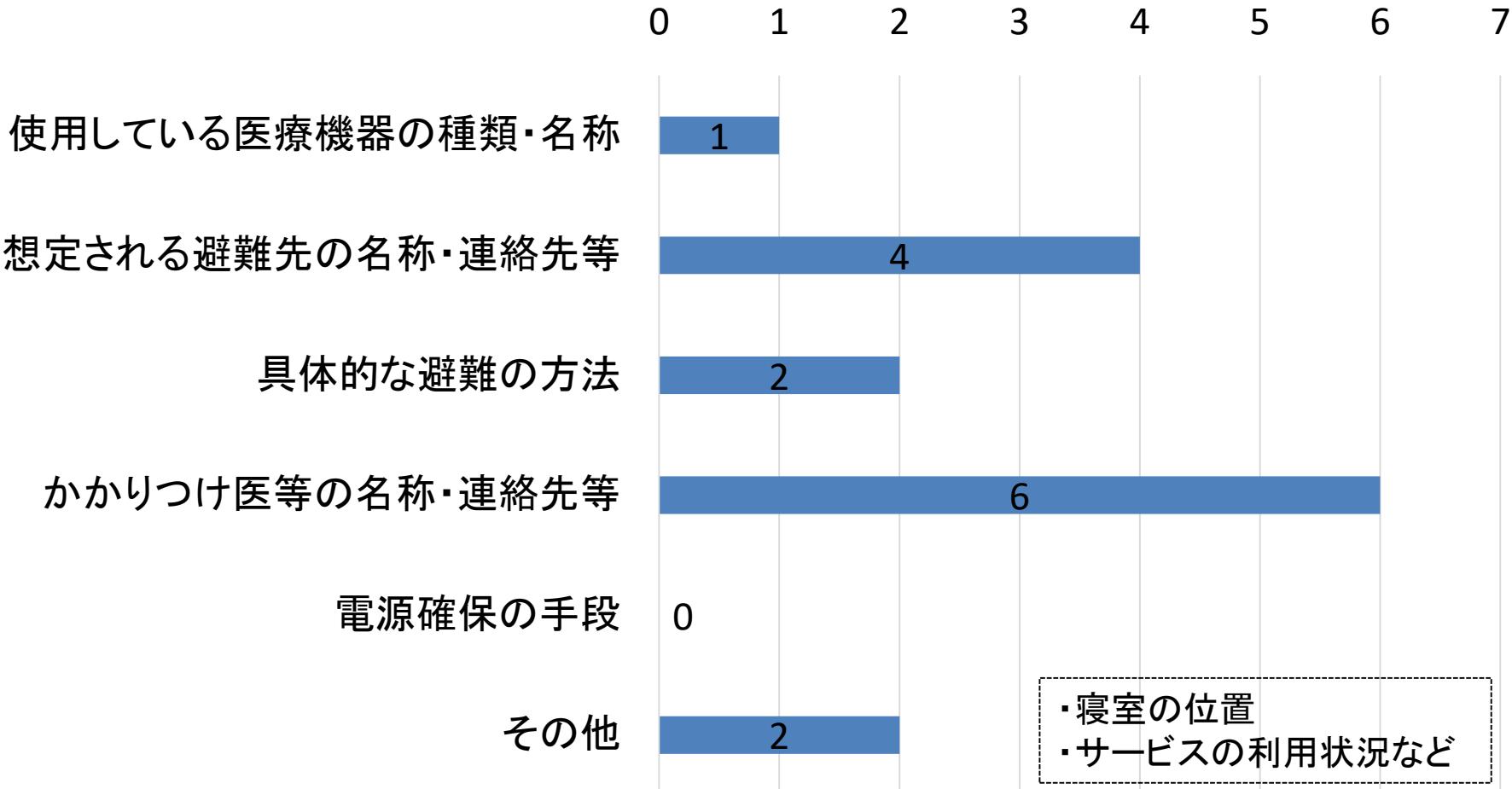
- ・名簿作成時に要電源児者の把握を行っていないため
- ・名簿作成時に特記事項に配慮してほしいことを記入してもらっているため
- ・今後、相談支援専門員等と協同し、作成する予定
- ・作成する部署が明確になっていないため

### 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

回答対象：7市町

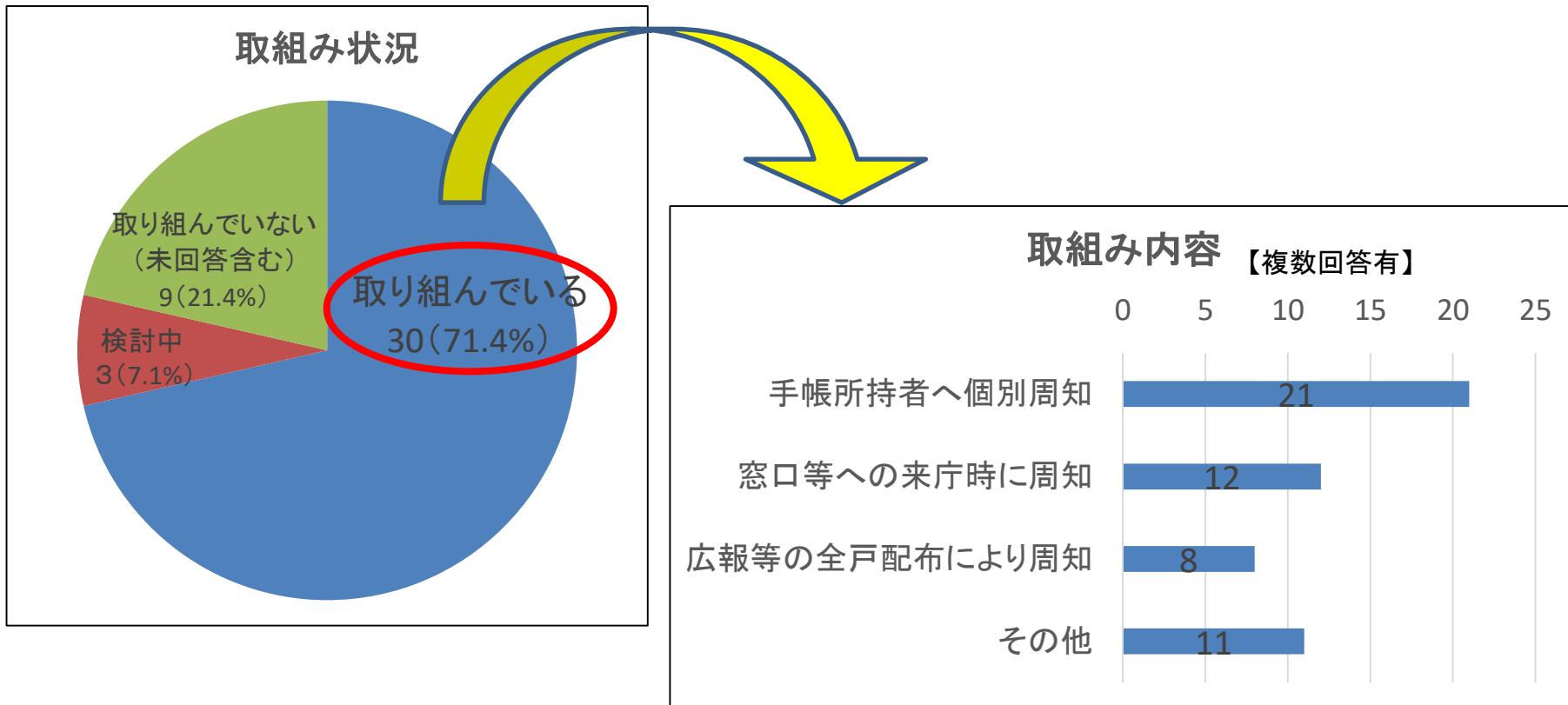
#### 要電源児者に対する個別計画の掲載情報

(市町村数)



### 3 避難行動要支援者名簿及び個別計画について

障がい児者等自らが、避難行動要支援者名簿への掲載を市町村に求めることが出来る取り組み

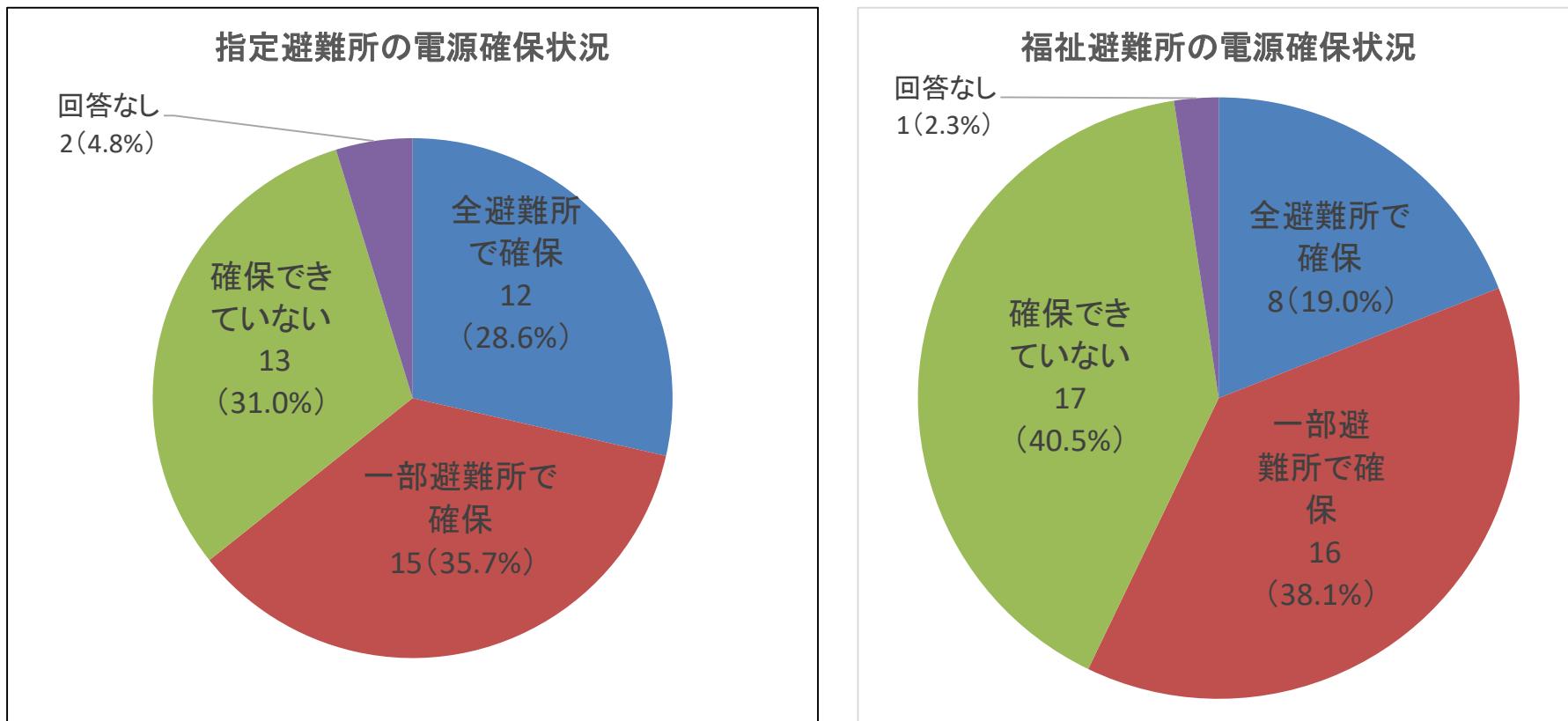


#### <その他の内容>

- ・市町村HPでPR
- ・民生委員を通じた周知
- ・地域防災計画に記載 など

## 4 避難所と避難方法について

### 指定避難所及び福祉避難所における電源の確保状況



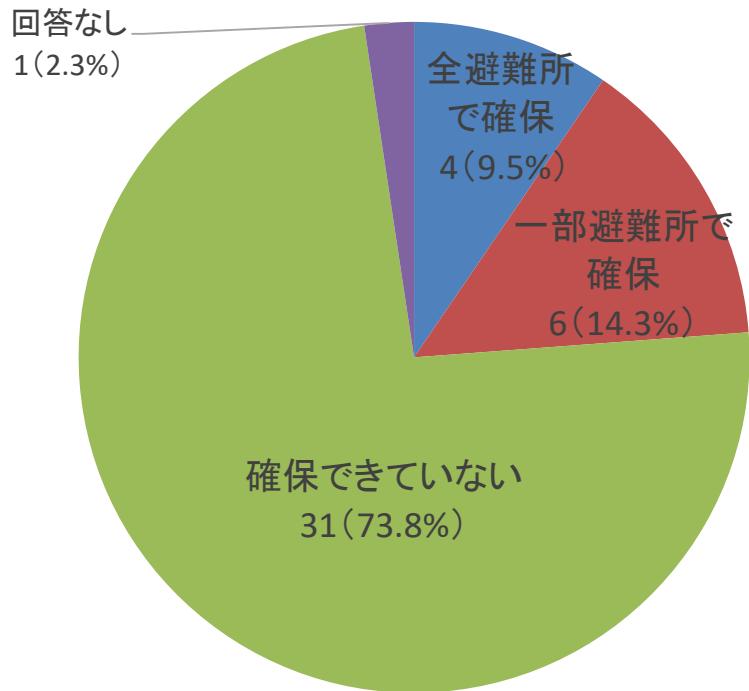
#### <その他の内容>

- ・市町村が保有する発電機等を必要な避難所に運搬 20(47.6%)
- ・市町村が連携する機関・団体にて保有する発電機等を必要な避難所に運搬 5(11.9%)

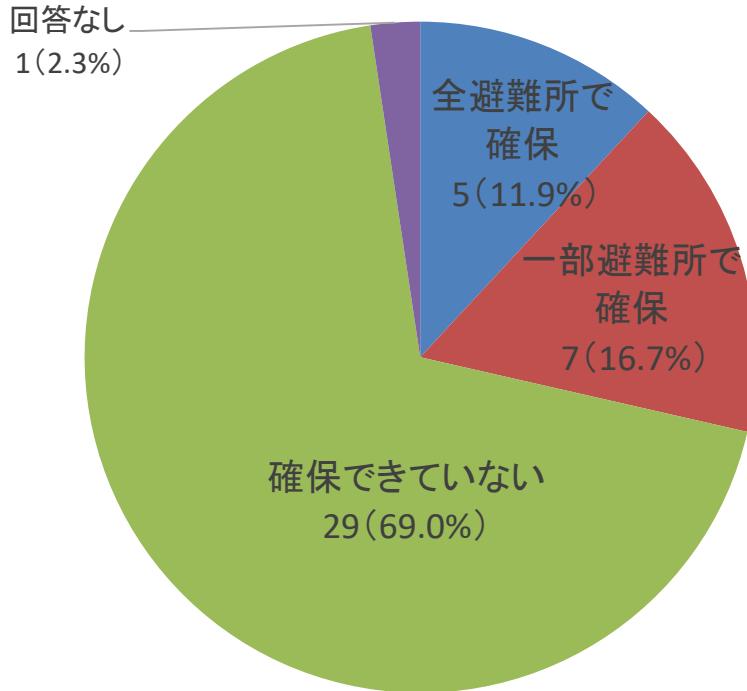
## 4 避難所と避難方法について

### 指定避難所等における要電源児者の医療機器を使用するための電源の確保状況

指定避難所の電源確保状況



福祉避難所の電源確保状況



#### <その他の内容>

- ・市町村が保有する発電機等を必要な避難所に運搬 14 (33.3%)
- ・市町村が連携する機関・団体にて保有する発電機等を必要な避難所に運搬 2 (4.8%)

## 4 避難所と避難方法について

指定避難所等で要電源児者が使用できるよう整備している物品等

整備している物品状況

(市町村数)

自家発電機(力セットボンベ式・ガソリン式)

0 5 10 15 20 25 30 35

30

上記以外の発電機器

7



<発電機種別>

- ・リチウムイオンバッテリー
  - ・ハイブリットタイプ
  - ・ソーラー発電
  - ・蓄電池
- など

酸素ボンベ

0

蘇生バッグ

0

痰吸引器(手動式・足踏式)

0

その他

1

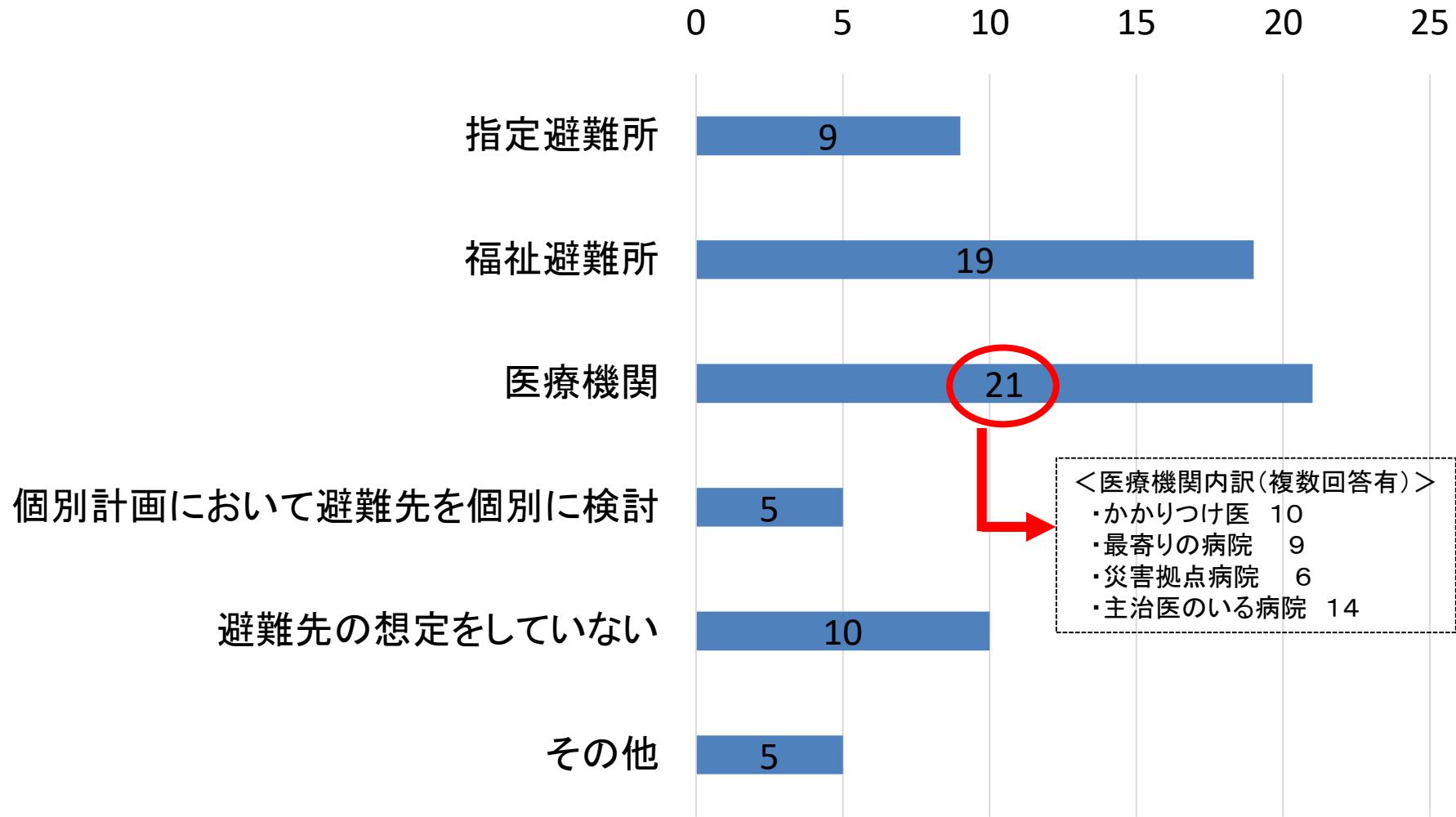
整備していない

11

## 4 避難所と避難方法について

### 想定している要電源児者の避難先

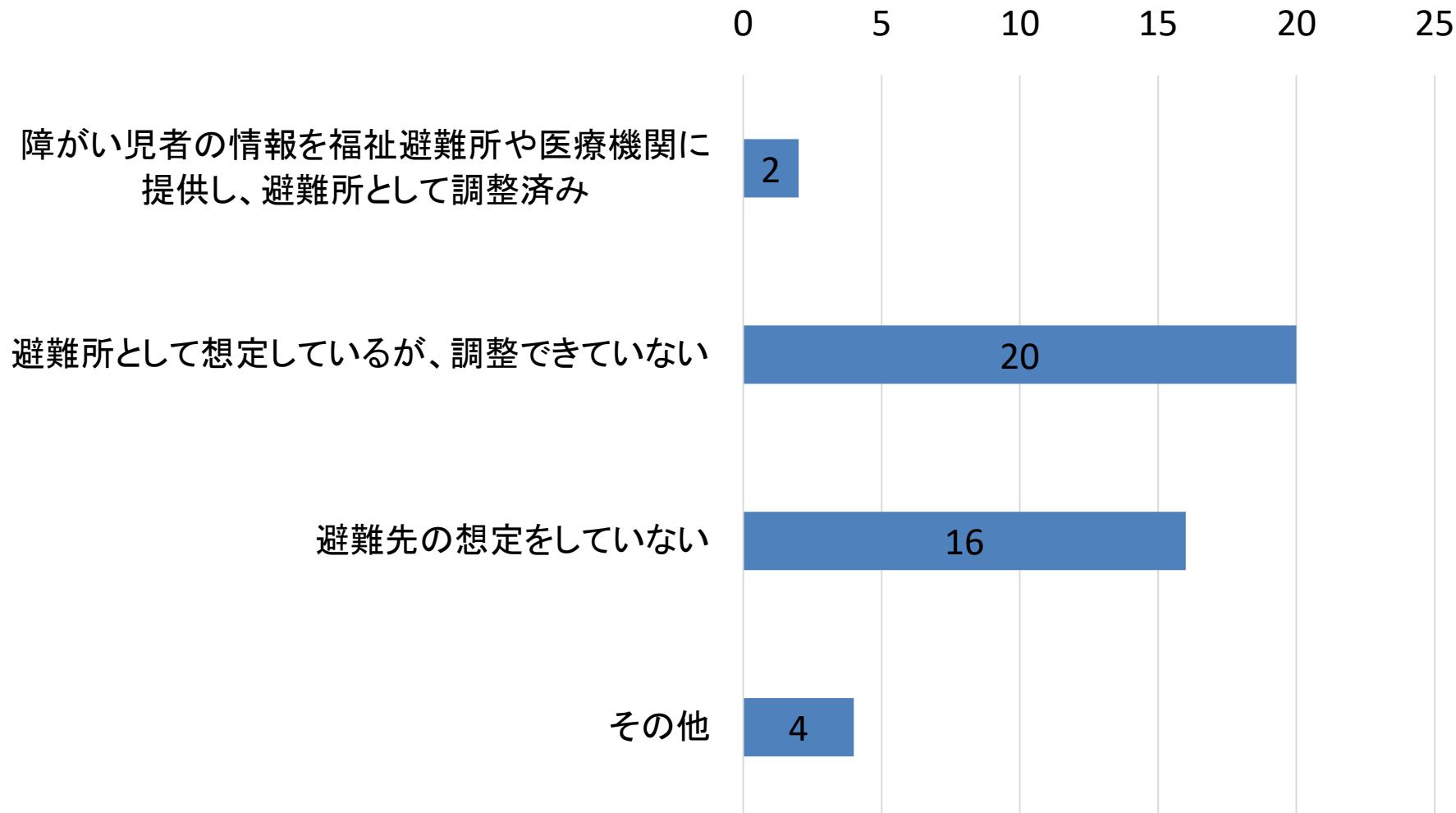
(市町村数)



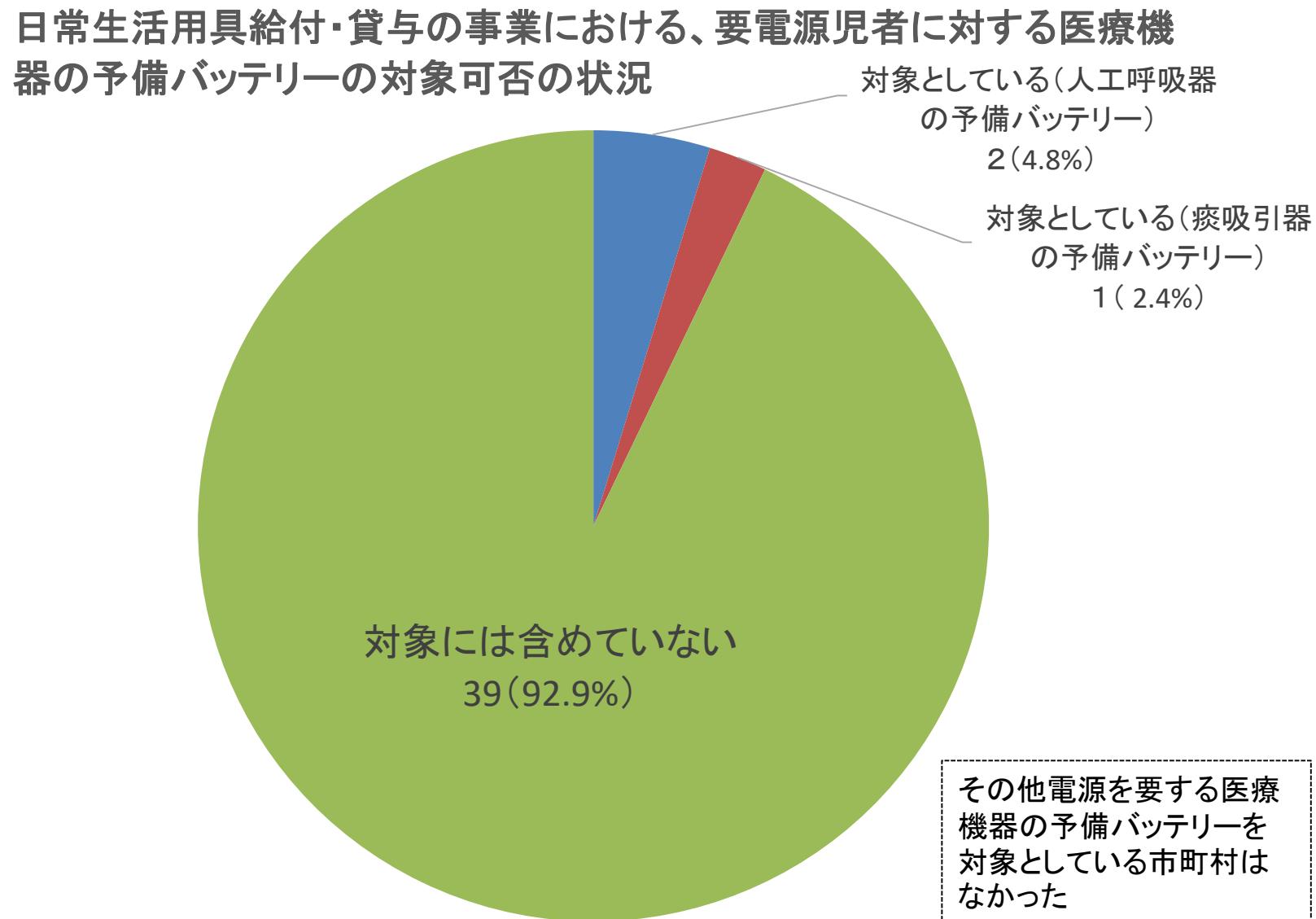
## 4 避難所と避難方法について

避難所として想定している医療機関や福祉避難所の担当部局に  
対する要電源児者の情報周知の状況

(市町村数)

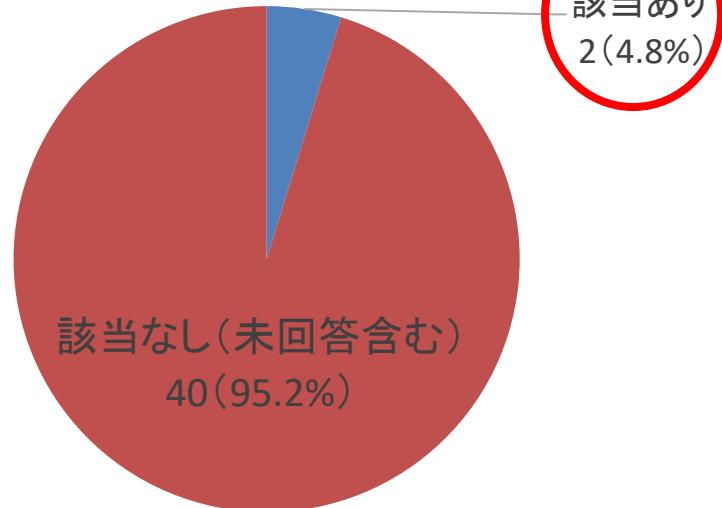


## 5 要電源児者等における災害時の非常用電源の確保のための支援等



## 5 要電源児者等における災害時の非常用電源の確保のための支援等

日常生活用具等の給付・貸与以外に実施する  
市町村独自事業の有無



### 該当あり(2町)の事業概要

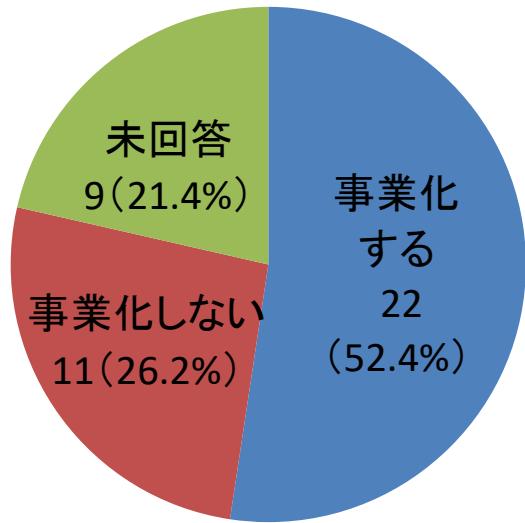
○災害時等非常時に在宅において人工呼吸器等を使用する住民に発電機を貸与

○災害対策の一環として、発電し、又は蓄電する機器(交流100V出力端子を備えたもの)の購入に対して、購入金額の2分の1を補助(補助限度額:20,000円)

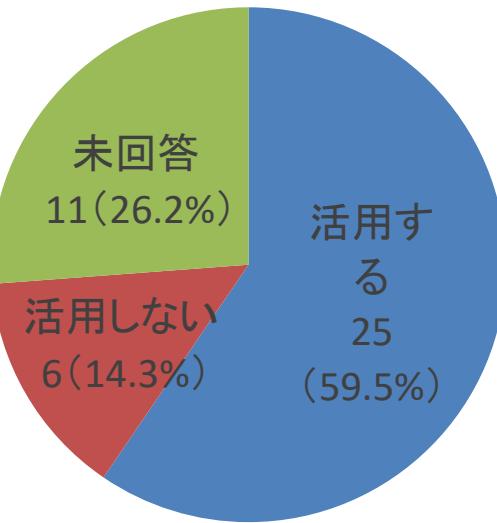
## 6 要電源児者に対する非常用電源装置等の購入経費等の助成制度

「要電源在宅重度障がい児者に対する非常用電源装置等の購入経費の助成事業」の市町村事業化及び県事業の活用の意向

市町村事業の事業化



県事業の活用



### <想定している非常用電源装置等の例>

#### ○正弦波インバーター発電機

医療機器のバッテリーを充電するために、ガソリン又はガスボンベ等で作動し、正弦波交流電源(AC)を出力する発電機

#### ○ポータブル電源等(蓄電池)

医療機器のバッテリーを充電するために、事前に蓄電することで停電時にも充電を可能とする正弦波交流電源(AC)を出力する蓄電装置

#### ○DC／ACインバーター

自動車用バッテリーから充電を行う際、医療機器のバッテリーに接続するために、自動車用バッテリー等の直流電源(DC)を正弦波交流電源(AC)に変換する装置